

## <重要>

2021年12月1日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 組合員各位

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会  
東京海上日動火災保険株式会社

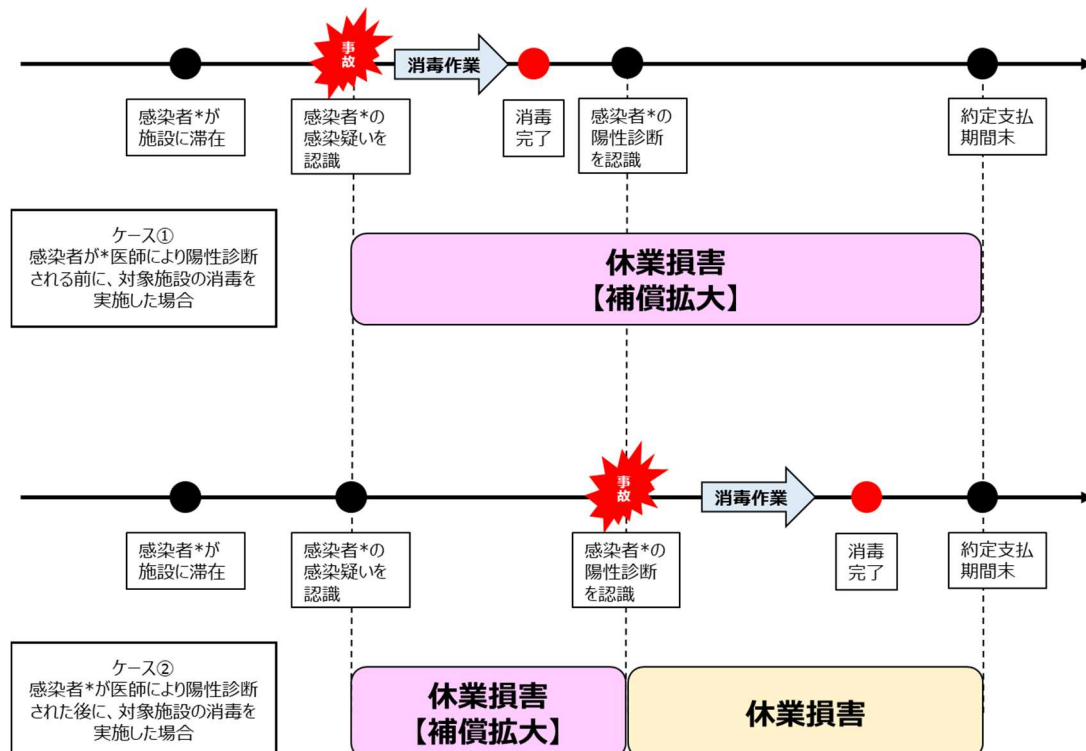
### 【全旅連保険新型コロナウイルス感染症に対する補償の変更について】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因する事故につきましては、全旅連保険（食中毒・特定感染症休業補償保険）にて補償対象とさせて頂いておりますが、2021年12月1日より、以下のとおり一部補償内容を拡大する改定を実施致しますのでお知らせ致します。

#### 【改定概要】

「食中毒・特定感染症休業補償保険」について、感染の疑いのある者が施設に滞在または接触したことを加入施設が認識してから、その者が医師により陽性診断されるまでの期間における施設の休業についても、保険金支払対象期間に含める改定を行います。

**※感染の疑いがあった者の感染有無の判定・診断結果が陰性の場合、新型コロナウイルス感染者に該当しないため、引き続き補償の対象外です。**



\*医師により陽性診断された者をいい、対象施設に滞在もしくは接触した後に陽性診断された場合を含みます。ただし、改定後において、陽性診断前に対象施設の消毒を開始した場合は、「陽性診断前に感染の疑いがある状態で、対象施設に滞在または接触した事実」を被保険者が認識した日からその日を含めて14日以内に陽性診断された者に限ります。

### 【対象商品・特約】

商品	分類	対象特約
全旅連保険 食中毒・特定感染症休業補償保険	補完保険	特定感染症担保特約

お問い合わせ先 全旅連事業サービス株式会社

電話番号 0120-087-484（平日 9：00～17：00）

※お問い合わせの際は、「全旅連保険 保険加入証」をご用意ください。